

伊賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
伊賀市国民健康保険税条例 第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.65</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山 林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に 係る部分の規定を適用しないものとする。 第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,700</u> 円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下 この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間に あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。（次 号、第8条の2及び第26条において同じ。））及び特定継続世帯（特定 同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特	伊賀市国民健康保険税条例 第1条・第2条（略） （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定 による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎 控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.11</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山 林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に 係る部分の規定を適用しないものとする。 第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,300</u> 円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規 定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同 一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下 この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間に あるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。（次 号、第8条の2及び第26条において同じ。））及び特定継続世帯（特定 同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特

改正後	改正前
定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第26条において同じ。）以外の世帯 <u>24,200円</u> (2) 特定世帯 <u>12,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>18,150円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,600円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u> (2) 特定世帯 <u>3,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,925円</u> （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 第10条（略） （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,200円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）	定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第26条において同じ。）以外の世帯 <u>22,000円</u> (2) 特定世帯 <u>11,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,500円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.33</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第8条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,350円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,025円</u> （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.22</u>を乗じて算定する。 第10条（略） （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第11条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

改正後	改正前
第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,500円</u>とする。 第13条～第25条（略）	第12条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,900円</u>とする。 第13条～第25条（略）
（国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	（国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,790円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,940円</u> （イ） 特定世帯 <u>8,470円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>12,705円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,720円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,530円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,765円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>4,148円</u> オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,240円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,550円</u> （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,510円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,400円</u> （イ） 特定世帯 <u>7,700円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>11,550円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,650円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,690円</u> （イ） 特定世帯 <u>2,345円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>3,518円</u> オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,120円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,130円</u> （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1

改正後	改正前
条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,850円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,100円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,050円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>9,075円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,800円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,975円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,963円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,600円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,250円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,940円</u>	条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,650円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,250円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,750円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,350円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,675円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,513円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,950円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,860円</u>

改正後	改正前
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,840円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,420円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,630円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580円</u> (イ) 特定世帯 <u>790円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,185円</u> オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,640円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,300円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,200円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,300円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,340円</u> (イ) 特定世帯 <u>670円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,005円</u> オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,320円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,180円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

改正後	改正前
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,455円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,425円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,880円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,850円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,440円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,400円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,800円</u> 3 (略) 第26条の2～第28条 (略) (国民健康保険税の減免) 第29条 市長は、<u>災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者</u>のうち、必要があると認める者に対し国民健康保険税を減免することができる。	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,395円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,325円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,650円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750円</u> 3 (略) 第26条の2～第28条 (略) (国民健康保険税の減免) 第29条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認める者</u>に対し国民健康保険税を減免することができる。 (1) 伊賀市市税条例(平成16年伊賀市条例第109号)第51条第1項第2号の規定によって市民税の減免を受けた者 (2) 貧困により、又は当該年度において所得が皆無若しくは極度に減少したため、国民健康保険税の納付が著しく困難となった者 (3) 天災その他特別の理由がある者 (4) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、<u>高齢者医療確保法</u>の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の

改正後	改正前
2 前項の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに減免を受けようとする事由を記載した申請書にその事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。 3 第1項の規定による国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第30条・第31条（略）	規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに減免を受けようとする事由を記載した申請書にその事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第30条・第31条（略）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。